

四日市市プレミアム付デジタル商品券（よんデジ券）参加店舗規約

令和4年2月21日制定

第1条 趣旨及び適用範囲

- 1 本規約は、四日市市プレミアム付デジタル商品券実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）の発行する四日市市プレミアム付デジタル商品券（以下「商品券」といいます。）によって、対象商品の代金の支払いを受ける参加店舗の取扱いについて定めるものです。
- 2 参加店舗は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、商品券による対象商品の代金決済（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくものとします。
- 3 参加店舗は、本サービスを実際に利用することによって、利用時点における本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

第2条 定義

- 1 「参加店舗」とは第3条に定める参加店舗の登録を受け、当実行委員会所定の参加店舗ポスターを表示する者をいう。
- 2 「ユーザー」とは、商品券サービスのすべての利用者をいいます。
- 3 「商品券」とは、当実行委員会が電磁的記録として発行する前払式支払手段のうち、ユーザーアカウントにおいて保有され、ユーザーが参加店舗での対象商品の購入において使用することが可能なものをいいます。
- 4 「商品券サービス」とは、当実行委員会が商品券利用規約に基づき提供する一切のサービスをいいます。
- 5 「対象商品」とは、当実行委員会が別表1にて示す商品券事業の対象とならないものを除いた、参加店舗によって販売または提供される、商品券により代金決済ができる商品およびサービスをいいます。
- 6 「ユーザーアカウント」とは、当実行委員会所定の手続きを経て開設され、商品券を保有することができるアカウントをいいます。

第3条 商品券事業の概要

商品券事業は別表2の内容で行うものとします。

第4条 参加店舗契約の締結

- 1 参加店舗となることを希望する者は、本規約に同意のうえ、当実行委員会所定の方法によって参加店舗の申込みを行うものとします。参加店舗の登録は、四日市市内に店舗等の営業拠点を有し、小売業、飲食業、サービス業、建築業などを行う事業者が行えるものとします。
- 2 当実行委員会は、前項の手続きによって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を参加店舗として登録する場合、当該申込者に対して参加店舗の登録を行う旨および店舗識別番号を通知するものとします。申込者に対して当該通知がなされた時点で、当実行委員会及び申込者の間に本規約に基づく参加店舗契約が成立するものとします。
- 3 参加店舗に登録された者は、本規約に同意の上で、商品券の取扱いを開始するものとします。ただし、同意しない場合はすみやかに当実行委員会に申出ることとし、当実行委員会はその登録を取り消すものとします。
- 4 当実行委員会は、申込者の登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対して損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務または責任を負わないものとします。

第5条 商品券での決済

- 1 本サービスは、参加店舗における対象商品の代金決済を商品券で可能とするサービスです。
- 2 ユーザーは、商品券で対象商品を購入する場合は、当実行委員会所定の方法で商品券での支払いを指定するものとします。ユーザーが、対象商品の購入の際に、商品券での支払いを指定し、対象商品ごとに参加店舗が設定した商品券の必要額がユーザーアカウントで保有されている商品券の額の範囲内である場合には、当実行委員会は、当該必要額分の商品券をユーザーアカウントから減少させます。参加店舗は、当該商品券の減少をもって当実行委員会がユーザーとの間の決済が完了したものと取り扱うものとします。
- 3 ユーザーは商品券を1円単位で使用できます。
- 4 ユーザーはユーザーアカウントで保有されている商品券の額が対象商品の必要額に満たなかった場合、商品購入に必要な残りの額については商品券以外の決済方法（現金やクレジットカード決済など）をもって支払うものとします。
- 5 利用期間（令和4年10月31日）を過ぎた商品券は、一切利用することができません。

第6条 精算

- 1 当実行委員会は、参加店舗に対し、当実行委員会所定の期間における決済合計額（ユーザーが商品券で代金決済した金額のうち、当実行委員会所定の期間におけるものをいいます。以下同じです。）（以下「精算金」といいます。）につい

て、当実行委員会所定の時期までにあらかじめ参加店舗が届け出た支払口座に支払うものとしします。

2 前項の精算金の支払日が銀行休業日に該当するときは、翌営業日を支払日とするものとしします。

3 参加店舗は決済合計額を当実行委員会のウェブサイトで確認することができます。ただし、インターネット接続ができない参加店舗については、当実行委員会からの支払い後に自ら通帳の記帳などを行い決済合計額を確認するものとしします。

4 当実行委員会は、ユーザーと参加店舗との間の対象商品の決済またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとしします。万一、商品券が利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当実行委員会は決済手数料の返還等を行う義務を負わず、ユーザーと参加店舗との間で解決していただくものとしします。①参加店舗との間の紛議を理由にユーザーが当実行委員会に苦情を申し入れた場合、②ユーザーと参加店舗との間に紛議が発生する可能性がある場合と当実行委員会が認めた場合、または③参加店舗が参加店舗契約、その他法律の規定に違反した場合、当実行委員会は、参加店舗に対する精算金の支払を、(1)①ないし②の紛議等の状態が解決等するまで留保もしくは拒絶でき、または(2)支払済みの精算金の返還を求め、もしくは(3)次回以降に当該参加店舗に対して支払う精算金から当該紛議等に起因して生じた損害等を差し引くことができるものとしします。

第7条 参加店舗としての遵守事項

1 参加店舗は、次に掲げる事項を遵守するものとしします。

- (1) 参加店舗は、ユーザーが商品券を利用する場合は別表1の商品券事業の対象とならないものを販売してはいけません。
- (2) 参加店舗は、ユーザーが対象商品の決済に商品券を利用した場合には、当該ユーザーが当該対象商品の代金を支払ったものとして取り扱わなければなりません。
- (3) 参加店舗は、当実行委員会に対して届け出て、承認を得た場合においてのみ本サービスを利用することができます。
- (4) 参加店舗は、業態が変更されるなど、その提供する対象商品を含む物品、役務が著しく変更された場合または本サービスの利用開始時に確認した事項に著しい変更があった場合には、当実行委員会に報告するものとしします。
- (5) 参加店舗は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供を行う場合、当実行委員会から求めがあった場合は、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の写しを当実行委員会に提出するものとし、かかる許認可または届出が取消しまたは無効となった場合には、当該対象商品に係る本サービスの利用を停止するものとしします。
- (6) 参加店舗は、ユーザーからの対象商品に関する問い合わせまたは苦情等について、自己の責任において対応するものとしします。
- (7) 参加店舗は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制に違反してはなりません。
- (8) 参加店舗は、ユーザーに誤認を与える表示をしないものとしします。
- (9) 参加店舗は、参加店舗が発信するツール等（店頭における告知等オンライン上以外のものも含まれます。以下同じです。）において商品券により対象商品の決済を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによる商品券の利用を拒むことはできないものとしします。ただし、商品券が盗取されたものであるとき、商品券の保有者が商品券を不正に取得したとき、または不正に取得された商品券であることを知りながら使用したときはこの限りではありません。
- (10) 参加店舗は、ユーザーが商品券により対象商品の決済を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行ってはなりません。
- (11) 参加店舗は、当実行委員会が商品券の利用状況等本サービスに関して調査を行う場合においては、これに必要な協力を行うものとしします。
- (12) 参加店舗は、ユーザーが商品券を使用する際、商品券の利用画面、利用金額等が正しいか確認を行うものとしします。

2 参加店舗は、次に掲げる行為を行ってはならないものとしします。

- (1) ユーザーに不正な方法により商品券を取得させ、または不正な方法で取得された商品券であることを知って商品券による決済を許容する行為。
- (2) ユーザーにユーザーアカウントまたは商品券を複製、偽造もしくは変造させ、または複製、偽造もしくは変造された商品券であることを知って商品券による決済を許容する行為。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (5) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
- (6) 当実行委員会または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
- (7) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
- (8) 当実行委員会または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
- (9) 商品券を当実行委員会所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
- (10) 商品券の譲渡を受ける行為。

(11) 性行為やわいせつな行為を目的とする営業、面識のない異性との出会いや交際を目的とする営業、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他商品券サービスが予定している利用目的と異なる目的で商品券サービスを利用する行為。

(12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。

(13) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。

(14) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。

(15) 当実行委員会のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当実行委員会のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当実行委員会に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他当実行委員会による事業の運営または他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。

(16) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。

(17) その他、当実行委員会が不相当と判断した行為。

3 当実行委員会は、参加店舗が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、参加店舗の行為または対象商品が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、参加店舗に対し、是正を要請することができるものとし、参加店舗は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第8条 システムの使用等

1 参加店舗が、本サービスを利用するために通信機器、ソフトウェアその他これらに付随する全ての機器を使用した場合は、自己の費用と責任となるものとします。また、本サービスに関する当実行委員会または第三者のシステム（以下「当実行委員会システム等」といいます。）を使用する場合は、自己の費用と責任において、参加店舗が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。

2 参加店舗は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

3 参加店舗は、当実行委員会システム等を複製、修正、改変または解析してはならないものとします。また、参加店舗は当実行委員会システム等を第三者に貸与または利用させてはならず、当実行委員会システム等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

4 当実行委員会は、参加店舗に対して本サービスの利用に際して物品等を提供または貸与することがあります。当該物品等の所有権は、当実行委員会が別段の意思表示をした場合を除き、当実行委員会に留保されるものとし、参加店舗は当該物品等を第三者に貸与または利用させてはならず、当該物品等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。また、故意または過失を問わず、参加店舗（参加店舗の従業員等を含みます。）がかかる物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、参加店舗はかかる損害または修理費を負担するものとします。なお、当実行委員会は、かかる物品等を提供または貸与する義務を負うものではありません。

第9条 ポスター等の使用

1 参加店舗は、本サービスの利用が可能な旨をユーザーに対して示すため、見やすい位置に、当実行委員会所定の参加店舗ポスター等を掲示するものとします。

2 前項に規定するポスター等の掲示にあたっては、参加店舗は、当実行委員会の提示する規定または指示に従わなければなりません。

第10条 決済手数料

本サービスにおいて、参加店舗に決済手数料は発生しません。

第11条 権利帰属

1 当実行委員会システム等、その他当実行委員会から貸与、提供または使用許諾されるソフトウェア、物品等（これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツおよび情報を含みますが、これらに限りません。）に関する知的財産権、所有権その他一切の権利は当実行委員会または当実行委員会に権利を許諾する第三者にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。参加店舗は、参加店舗契約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。

2 当実行委員会システム等に関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含んでいます。

第12条 サービスの中止・中断等

1 当実行委員会は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによる本サービスにかかるシステム（当実行委員会システム等を含みますが、これに限りません。以下「システム等」といいます。）の中止または中断の必要があると認めるときは、参加店舗に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断すること

ができるものとします。当実行委員会は、これにより参加店舗に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。

2 当実行委員会は、システム等（ただし、当実行委員会が管理するシステム等に限りです。）に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、当実行委員会は、かかる障害により参加店舗に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。

3 当実行委員会は、参加店舗が本規約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、参加店舗に事前に通知することなく、以下に規定する措置の一方または双方の措置をとることができます。当実行委員会は、これにより参加店舗に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。

(1) 本サービスの全部または一部についての中止または中断等の措置

(2) 当該参加店舗におけるユーザーの本サービスの利用について精算を留保する等の措置

4 当実行委員会は、参加店舗が本規約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、参加店舗に対し、資料の徴収や監査等当実行委員会が必要と認める調査を行うことができるものとします。

第 13 条 守秘義務

1 当実行委員会および参加店舗は、参加店舗契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、条例で定める場合を除き、相手方の事前の書面（電子メール等の電磁的方法によるものを含みます。以下も同様とします。）による同意を得ることなく、第三者（弁護士等、法令上の守秘義務を負う専門家を除きます。以下同様とします。）に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。ただし、当実行委員会が商品券サービスの事業実施効果等を測定・分析するため、統計的に処理された参加店舗属性や利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、これらを当実行委員会が用いて資料等を作成し、公表することがあるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の 1 つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報とします。

(1) 取得以前に既に公知であるもの

(2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの

(3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの

(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの

3 当実行委員会および参加店舗は、相手方より提供を受けた秘密情報について、参加店舗契約の履行の目的のためにのみ使用し、参加店舗契約の履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製または複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物または複写物についても秘密情報と同様に扱うものとします。

4 当実行委員会および参加店舗は、裁判所、政府もしくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請または命令を受けた場合には、法令上可能な限りかかる要請または命令を受けたことを相手方に通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。

5 参加店舗は、参加店舗契約が終了した場合、当実行委員会が要求した場合、または秘密情報が不要になった場合には、当実行委員会の指示に従い直ちに秘密情報を返却または廃棄もしくは消去するものとします。なお、廃棄または消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。

6 本条は、参加店舗契約終了後 5 年間は有効に存続するものとします。

第 14 条 当実行委員会による個人情報の取扱い

1 当実行委員会は、当実行委員会が参加店舗から取得した個人情報に関し、四日市市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、適切に取り扱うものとします。

2 当実行委員会は、前項の個人情報を本事業の委託先である株式会社みずほ銀行（以下「委託先」といいます。）に提供する場合、委託先が定めるプライバシーポリシーおよび四日市市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、適切に取り扱わせるものとします。

第 15 条 反社会的勢力の排除

1 参加店舗は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）

第 2 条 第 2 号に規定する暴力団といいます。）

(2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員といいます。）

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団

(6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みます、これらに限りません。）を有する者

(7) その他前各号に準じる者

2 参加店舗は、自らまたはその関係者が直接的または間接的に次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当実行委員会の信用を毀損または当実行委員会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3 当実行委員会は、参加店舗者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく参加店舗契約を解除することができます。

4 当実行委員会は、前項の規定により参加店舗契約を解除した場合、かかる解除によって参加店舗に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わないものとします。

第 16 条 有効期間

1 参加店舗契約の有効期間は、参加店舗契約が成立した日から令和 5 年 2 月 15 日までとします。

2 当実行委員会または参加店舗は、契約期間中であっても、解約日の 1 か月前までに、相手方に対して書面による申入れを行うことにより、参加店舗契約を解約することができるものとします。

第 17 条 参加店舗契約の解除

1 当実行委員会は、参加店舗が次の各号に定める事由に該当する場合、参加店舗に対し何ら催告その他の手続を要することなく、参加店舗契約を直ちに解除することができるものとします。

(1) 第 6 条に違反したとき

(2) 第 11 条第 4 項に基づく当実行委員会の調査に参加店舗が合理的な理由なく応じないとき

(3) 前二号に記載する場合のほか、参加店舗契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき

(4) 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき

(5) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(6) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき

(7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき

(8) 合併、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議があったとき

(9) その他信用不安事由が生じ、または参加店舗契約を継続し難い事由が生じたとき

(10) 前各号の事由が生じるおそれがあると当実行委員会が合理的に判断したとき

(11) 第 3 条第 2 項の参加店舗の登録手続きにおいて提出された申込み内容に虚偽が判明したとき 2 前項各号の事由が生じた参加店舗は、参加店舗契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して当実行委員会に支払うとともに、当実行委員会に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

第 18 条 契約終了後の措置および残存条項

1 理由の如何を問わず、参加店舗契約が終了した場合、参加店舗は直ちに当実行委員会システム等を含む本サービスの利用を停止するものとし、参加店舗契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、当実行委員会ポスター等を削除し、参加店舗が発信するツール上から当実行委員会および商品券サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、参加店舗は、当実行委員会から、参加店舗契約に基づき付与された物品等（決済システムを含みますが、これに限りません。）、その他当実行委員会から交付された一切の物（取扱関係書類を含みますが、これに限りません。）を、当実行委員会の指示に従って速やかに当実行委員会に返却または破棄するものとします。ただし、本サービス以外の商品券サービスを引き続き利用する場合であって、本サービス以外の商品券サービスのために決済システムを含む物品等または当実行委員会ポスター等を使用する必要があるときはこの限りではありません。

2 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 5 条第 3 項、第 10 条、第 14 条第 4 項、第 16 条第 2 項、本条、第 18 条から第 21 条まで及び第 24 条から第 26 条までの各規定は、参加店舗契約終了後においても有効に存続するものとします。

第 19 条 損害賠償

1 参加店舗が、参加店舗契約の違反によって当実行委員会またはユーザーに損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、これに限りません。）を直ちに当実行委員会又はユーザーに賠償する責任を負うものとします。

2 参加店舗は、参加店舗の営業に関連してユーザーを含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」といいます。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当実行委員会が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとし、当実行委員会が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は、参加店舗が負担するものとし、

3 当実行委員会は、参加店舗契約に定める事項に関して、当実行委員会の故意または重大な過失によって参加店舗に損害を与えた場合に限り、参加店舗に生じた通常かつ現実の直接損害について、直近の1ヶ月の清算金の金額を上限として賠償するものとし、

第20条 遅延損害金

参加店舗は、参加店舗契約に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとし、この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

第21条 免責

1 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他当実行委員会および参加店舗の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当実行委員会および参加店舗は互いに何らの責任も負わないものとし、

2 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、参加店舗契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または参加店舗契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当実行委員会および参加店舗は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとし、

第22条 譲渡禁止等

参加店舗は、当実行委員会の事前の書面による承諾なくして、参加店舗契約上の地位、または参加店舗契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとし、

第23条 参加店舗への通知

1 参加店舗に対する通知は、あらかじめ参加店舗が届け出た宛先に、当実行委員会所定の方法により送付または送信することによって行うものとし、

2 参加店舗は、参加店舗契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当実行委員会に届け出るものとし、ただし、当実行委員会が当該届出を受けて、承認したのみ変更の効力が生じるものとし、

3 前項に規定する届出が遅延したことまたはかかる届出が行われないことにより、当実行委員会からの通知またはその他送付書類、第5条第1項に規定する精算金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに参加店舗に到着したものとみなす。

第24条 本規約の変更・廃止

1 当実行委員会は、相当の事由があると判断した場合には、参加店舗の事前の承諾を得ることなく、当実行委員会の判断により、民法第548条の4の規定に基づき、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとし、

2 本規約を変更または廃止したときは、参加店舗に通知し、または当実行委員会のウェブサイトにおける表示により告知するものとし、

第25条 準拠法

本規約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、

第26条 管轄

本サービスを含む商品券サービスに起因または関連して参加店舗と当実行委員会との間に生じた紛争については津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 協議解決

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、参加店舗と当実行委員会で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとし、

別表1 商品券事業の概要

	市民先行販売	一般販売① ^{※1}	一般販売②
名称	四日市市プレミアム付デジタル商品券（よんデジ券）		
購入者	市民限定 ^{※2}	限定なし	
販売単位	1,000円（額面1,400円）		
申込期間	令和4年4月4日（月）～ 4月22日（金）	令和4年5月16日（月）～ 5月30日（月）	令和4年7月上旬 （予定）
チャージ （販売）期間	令和4年5月9日（月）～ 6月10日（金）	令和4年5月23日（月）～ 6月30日（木）	
利用開始時期	令和4年5月9日（月）	令和4年5月23日（月）	令和4年7月上旬
応募多数時	申込者全員に配分 ^{※3}	先着順	
発行総額	70億円		
上乗せ額	20億円		
プレミアム率	40%		
一人あたりの 購入限度額	50,000円	50,000円	50,000円
一人あたりの 累積購入限度額	50,000円		
利用期限	令和4年10月31日（月）		
商品券店舗比率	1口あたりの額面（1,400円）のうち共通券700円・中小店舗 ^{※4} 700円		
備考	一度購入した商品券の払い戻しはできない。また釣銭は出ない		

※1 市民先行販売での応募が少なかった場合に実施。

※2 市民とは、市内に住所地があり郵便の到達する方をいう。（在勤・在学者の方は除く）

※3 応募者多数の場合、応募者全員に配分するため、購入限度額を下げる等の調整を行う。

※4 中小店舗とは、売場面積1,000㎡以下（大規模小売店舗立地法の基準による）とする。

なお、参加店舗の売場面積は、申込を行う店舗の売場面積を基準とします。例えばショッピングモールやビル等の大規模施設の中にある店舗でも申込を行う店舗の売場面積が1000㎡以下であれば中小店舗になります。ただし、売場面積1000㎡以下の単体の店舗であっても、大型店が複数の店舗を取りまとめて売場面積が1,000㎡を超えて申込を行った場合、共通券のみ使用できる大型店舗になります。（詳細は事務局へお問い合わせください）

別表2 商品券事業の対象とならないもの

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・切手・図書券等の金券、電子マネーへのチャージ、土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等
国や地方公共団体等への支払	税、公共料金等
消費の拡大につながらないもの	手数料、賃貸、診療費・治療費等、医療保険・介護保険料の負担金など
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの	店舗型・無店舗型性風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業等
その他、販売や提供が法令等に違反するものや事業の趣旨にそぐわないと判断できるもの	たばこ、パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動等にかかわるもの、その他、実行委員会にてそぐわないと判断するもの